主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人橋本順の上告趣意第一は憲法三一条違反をいうが、原審で主張判断のなかった第一審判決の法令違反をいうに帰し、上告適法の理由とならない(なお、第一審判決には所論のような法令の適用を誤った違法はない。)。同第二は量刑不当の主張であって、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三四年一二月一五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	島			保
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔